

委員 長 報 告

本委員会は、平成31年3月12日の本会議において付託を受けた平成31年1定発議第1号 田辺市太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について、同年3月14日、22日、令和2年3月2日及び9日に委員会を開催し、提出者及び当局の説明を聴取するとともに、国や県などの動向を注視しつつ、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における委員からの意見の要旨等については、次のとおりであります。

太陽光発電設備の設置が無秩序に進めば、環境・景観保全、防災の観点からも懸念はあるという意見があった一方で、個人の財産に言及する条例を新たに制定するに当たっては十分な協議を重ねる必要がある。また、過疎化や高齢化が進む山間地では、増加傾向にある耕作放棄地の活用策として太陽光発電設備の設置は一定理解できるといった意見がありました。

当局への聴取においては、「環境省が令和2年度からの運用を予定している太陽光発電の環境配慮ガイドラインでは、事業者が太陽光発電設備を設置するに当たり、自治体への事前相談や地域住民への周知等を行うことの必要性が示されており、本市としても、今後このガイドラインに沿った指導を行っていく。また、固定価格買取制度における令和2年度以降の事業の認定基準に、10キロワット以上50キロワット未満の設備については、発電電力量の少なくとも30%を自家消費すること、災害時等において発電した電力を地域で活用できるようにすることが盛り込まれる方向で検討が進んでいることから、今後は耕作放棄地や空き地への設置が少なくなると想定される。加えて、太陽光発電設備の廃棄費用については、その積み立てを義務化する法案が国会に提出され法制化に向けた動きがある」との説明がありました。

当委員会としては、こうした動向も踏まえた上で採決を行い、本件について、全会一致により否決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月9日

文教厚生委員会

委員長 久保浩二